

総財地第138号
消防消第92号
消防予第107号
消防災第44号
消防震第12号
消防情第61号
消防救第79号
平成14年4月26日

各都道府県知事
(財政課、市町村担当課、消防・防災担当課扱い)

各指定都市市長
(財政課、消防・防災担当課扱い)

殿

総務事務次官

消防庁長官

防災対策事業について（通知）

災害に強い安全なまちづくりを推進するための防災対策事業として、新たに防災システムのIT化など、防災基盤の整備を図る「防災基盤整備事業」及び、公共施設等の耐震化を重点的に実施する「公共施設等耐震化事業」を実施することとし、別添1及び別添2のとおり要綱を定めたので通知します。

また、防災対策事業の創設に伴い、防災まちづくり事業推進要綱（昭和61年5月31日付け消防庁長官通知）及び緊急防災基盤整備事業要綱（平成7年11月15日付け自治事務次官・消防庁長官通知）については、平成14年3月31日をもって廃止することとしましたので、併せて通知します。

なお、防災まちづくり事業又は緊急防災基盤整備事業について、平成13年度以前の年度に既に事業に着手したものであって、平成15年度までに旧地域総合整備事業債（継続事業分）又は防災対策事業（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分））の許可を受け事業に着手するものについては、これらの要綱の規定は、なおその効力を有します。

おって、貴都道府県内市町村に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

防災基盤整備事業要綱

第1 趣旨

我が国における災害態様は、地域における地理的、気候的条件や都市構造などの要因により多種多様に及んでおり、大規模な災害が発生した場合における被害の軽減及び住民の安全確保に必要な地域の防災機能の向上が大きな課題となっている。

このため、地方公共団体が「災害に強い安全なまちづくり」を進めるため重点的に実施する必要のある防災基盤の整備を推進することとする。

第2 防災基盤整備事業計画の策定

1 防災基盤整備事業を実施しようとする地方公共団体は、防災基盤整備事業計画（以下「計画」という。）を策定し、総務省に提出するものとする。

なお、市町村（指定都市を除き、特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。）の計画は、都道府県の担当部局を経由して総務省に提出するものとする。

2 計画の策定にあたっては、事業の概要、事業費、財源内訳、事業スケジュール等を定めるものとする。

3 計画の様式及び記載要領は別途通知する。

第3 対象事業

地域防災計画等との整合性を図りつつ、地方公共団体が地域の防災機能の向上等を目的として計画的に行う防災基盤の整備事業であり、詳細は別に定めるところによるが、対象となる事業を例示すれば次のとおりである。

1 防災施設整備事業

防災訓練、食糧備蓄等の機能を備えた防災拠点施設、避難地・避難路、初期消火資機材等の整備

2 防災システムのIT化事業

防災無線施設、災害弱者のための消防緊急通報システム等の整備

3 消防広域化対策事業

消防広域再編に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備される自主防災組織等の訓練・研修施設等の整備

第4 財政措置

計画に基づく事業については、防災対策事業債を充当し、その充当率はおおむね75%とする。その元利償還金の30%に相当する額については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入する。

第5 開始年度

平成14年度から平成16年度までの3年度間に開始する事業を対象とする。

公共施設等耐震化事業要綱

第1 趣旨

阪神・淡路大震災においては、防災拠点となる建築物に甚大な被害が生じ、災害対策に重大な支障をもたらすとともに、交通網の寸断、ライフラインの機能停止など大規模な被害が発生した。また、その後も相次いで大規模な地震被害が発生し、地方公共団体における災害対応能力の向上が大きな課題となっている。これらの災害の教訓及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の趣旨を踏まえつつ、地震等の大規模な災害が発生した場合においても災害対策の拠点となる施設等の安全性を確保し、もって被害の軽減及び住民の安全を確保できるよう防災機能の向上を図るため、「災害に強い安全なまちづくり」の一環として、公共施設等耐震化事業により公共施設等の耐震化を推進することとする。

第2 公共施設等耐震化事業計画の策定

1 公共施設等耐震化事業を実施しようとする地方公共団体は、公共施設等耐震化事業計画（以下「計画」という。）を策定し、総務省に提出するものとする。

なお、市町村（指定都市を除き、特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。）の計画は、都道府県の担当部局を經由して総務省に提出するものとする。

2 計画の策定にあたっては、事業の概要、事業費、財源内訳、事業スケジュール等を定めるものとする。

3 計画の様式及び記載要領は別途通知する。

第3 対象事業

1 次のような施設であって、地域防災計画上その耐震改修を進める必要のある施設を対象とする。

(1) 地域防災計画上の避難所とされている公共施設及び公用施設

(2) 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設（庁舎を含む。）

(3) 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む。）等

2 建築物については、原則として、非木造の2階以上又は延床面積200㎡以上の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものを対象とする。

3 耐震改修には、耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を含むものとするが、当該施設の全部改築は対象としない。

第4 財政措置

計画に基づく事業については、防災対策事業債を充当し、その充当率はおおむね90%とする。その元利償還金の50%に相当する額については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入する。

第5 開始年度

平成14年度から平成16年度までの3年度間に開始する事業を対象とする。